

Title	古代行幸の政治的機能
Sub Title	A Study on the Political Aspct of Ancient Imperial Institution
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.6 (1993. 6) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930628-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代行幸の政治的機能

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、行幸国見儀礼と国郡制
- 三、奈良朝の行幸
- 四、元正朝の東国行幸
- 五、結び

一、はじめに

後漢陳留の文人蔡邕は、その書『独断』の中で、「幸者宜幸也、世俗謂幸為僥倖、車駕所至、臣民被其德澤以僥倖、故曰幸也」と記している。

一方、内大臣藤原師良は、歌合に寄せて、万民が「わが君の」龍顔を拝して温澤を蒙る心情を披瀝した。ここに、日中時空をこえて、天子行幸のもつ精神的意味合いを感得することができる。⁽¹⁾しかし、行幸の意義は、単に象徴的機能にとどまるものではない。ましてや、その主たる目的を遊覧にのみ求める

のは早計であろう。たとえ、その思想的背景を儒教に求め、中国皇帝の仁政になぞらえうるとしても、より現実の政治的要請にも目を向けるべきであろう。

こうした視点から、近時刮目すべき研究に、仁藤敦史氏の「古代王権と行幸」⁽²⁾がある。同氏は、「奈良時代の天皇行幸を律令制の整備とのみ関連させて考えるのは正しくない」として、大化前代における大上行幸の目的やその系譜を明らかにし、行幸の「段階」的發展を跡づけている。

本稿では、仁藤氏や鈴木景二氏⁽⁴⁾、あるいは石川千恵子氏⁽⁵⁾らの先行研究に示唆を得て、畿内王権の地方統治の実態を念頭に置きつつ、行幸のもつ政治的機能を考察してみたい。

行幸は、畿内王権と在地首長双方の政治的需要の所産である。行幸の体系を伝える延喜太政官式行幸条にみえる「程諸事⁽⁷⁾からは、これまでも行幸のもつ種々の機能が指摘されてきた。しかし、政治的機能の重要な側面である「服属儀礼」⁽⁸⁾ 地域支配の確認の側面は、依然不十分な検討にとどまっているように思う。

奈良朝の行幸、とりわけ京外行幸は、畿内王権の地方統治策の重要な一環をなすものであった。その目的の一つは、国郡制定着の促進である。

こうした施策の展開は、後述の如く、きわめて現実的であり、律令法の諸条とも表裏一体の関係にあった。一例を挙げれば、当代明法家を大いに苦悩させた職制律監臨官強取猪鹿条と戸令国郡司条の関係がある。⁽⁹⁾ 両条の矛盾は、利光三津夫氏の指摘にかかるように、基本的には当代の立法技術の限界に帰着しよう。⁽¹⁰⁾ しかし、その結果としての集解諸説の混乱には、明らかに律令国家の在地の自主性を認める方針が投影されていると言えよう。

すなわち、当該条をめぐる集解諸説の多くは、戸令当該条があくまで母法に沿った原則論であるのに対し、職制律当該条こそ現実に沿う立法であるとの前提に立っている。その本意は、地方官が所部の人より供給（タテマツリモノ）⁽¹¹⁾ を受ける旧慣を容認しようとするところにあったと言えよう。

そして、戸令国郡司条集解古記は、左の如く法と現実の強引な整合を試みている⁽¹²⁾。

古記云、(中略)受給。謂受供給也。案職制律。監臨之官。強取猪鹿之類者。依強取監臨財物法。乞取者坐贓論。受供給者勿論。贖亦准此。

このうち、大宝律にみえる「受供給者勿論。贖亦准此。」とは、水産物を主体とする贄も供饋に加えると解釈するよりも、むしろ在地社会に伝統的に存在する貢獻儀礼としての贄の位置づけを法制化した点が重要である。贄の理解をめぐっては、すでに直木孝次郎氏、岡田精司氏をはじめ多くの研究が発表され、「国見の伝統をひき」⁽¹⁵⁾、支配領域内部における服属関係を確認する食物貢獻儀礼であるとの認識が示されている⁽¹⁶⁾。

行幸を通じて、天皇は在地首長層との服属関係を確認する種々の儀礼を営む。このことは、右にみたような在地社会の伝統的儀礼を踏襲、発展させたものと考えられる。

以下、律令国家の地方統治との関連において、行幸のもつ政治的機能を具体的に検討してゆくことにしたい。

- (1) 「行幸」に天子の徳沢を求める考え方が名称の上からも認めうるが、その一連の行為から必然的に仁政を導くことは容易ではない。「續古事談」では、「行幸ノ幸ノ字、是ヲモチイル何ノ故ゾ」との四條隆季の問いに、梅小路長方は「天子行處必有幸トイヘリ」と応答している。平安初期以降京外行幸が行われなくなることを、民衆への負担軽減の発想に求める考え方があがるが、ここに一種の論理矛盾を認めないわけにはゆかない。
- (2) (3) 黛弘道編『古代王権と祭儀』(平成二年、吉川弘文館)所収。
- (4) 鈴木景二「日本古代の行幸」、「ヒストリア」一二五号。
- (5) 石川千恵子「東国」行幸の一考察」、「日本歴史」四七六号。
- (6) 行幸のもつ政治的意義をめぐっては、石川氏(註(5))のようにその時々々の政治情勢、就中国際情勢と結びつけて考える視点や、早川庄八氏の「畿内政権論」の視点(同「律令国家・王朝国家における天皇」、「日本の社会史」第三卷)、さらには、前掲仁藤氏(註(2))による「在地首長制論」の視点など、様々な観点から考察されている。本稿では、中央―地方関係を軸に、現実の政治的需要を念頭に考察を進めることにしたい。

(7) 「凡行幸応経旬者、舟史各一人、左右史生各二人、官掌一人陪從、若不経宿者、減左右史生各一人（略）」とみえ、行幸の規模により、從駕の形態を異にした。こうした規定は、奈良時代を通じて形成されてきたものと考えられる。從駕の形態については、澤木智子「日本古代行幸における從駕形態をめぐって」（『史冊』三〇）に詳しい。同規定は、全般的にみて、唐制を範としているが（『冊府元龜』卷一一二等）、異なる点も存在する。日唐の相違とその意味については、とくに地方統治策の観点から後述する。

(8) 仁藤氏は、行幸に伴う服屬儀礼を天皇と在地首長層との関係維持の観点より捉えられている。

(9) かつて井上光貞氏が示唆された如く（同「日本律令の成立とその注釈書」、『律令』、日本思想大系、岩波書店）、全体としては、日本律は令に比べ、唐律継受がより直接的であるとされる。しかし、当該条はかねてより例外と解されてきた。その事由は、多く立法技術論に求められるが、その背景には両国国情の相違が想定されてきた。すなわち、現状容認論とも言うべき政策的配慮が想定されるであろう。

(10) 利光三津夫「職制律監臨官強取猪鹿条について」、『法学政治学論究』第二号。

(11) 早川庄八「中世に生きる律令」（昭和六十一年、平凡社）。

(12) 大宝律令において、すでにこうした条文相互の矛盾が存在し、古記は百姓を煩わせず、日時を経た後宴をもつことを可とする無理な解釈論を展開した。なお、義解等他の集解諸説はこれに従っていない。

(13) 直木孝次郎「飛鳥奈良時代の研究」（昭和五十年、塙書房）。

(14) (15) 岡田精司「古代王権の祭祀と神話」（昭和四十五年、塙書房）。

(16) 石上英一「日本賦役令における法と経済についての二、三の問題」、『歴史学研究』四八四号、同『日本経済史を学ぶ（上）古代・中世』（昭和五十七年、有斐閣）。

二、行幸国見儀礼と国郡制

これまでの諸研究からも、行幸の際にみられる国見の儀礼については、種々の解釈が加えられてきた⁽¹⁾。しかし、なかでも重要であるのは、この儀礼が在地社会において伝統的に行われてきたことである⁽²⁾。従って、律令は戸令に国守

巡行条を設け、国守が毎年一回部内を巡行して、民衆を教導するとともに、郡領の能不を監察せしめたのである。⁽³⁾
 令文「凡国守。毎年一巡行屬郡。」について集解諸説は、「无守者。介巡行也。」(穴記、跡記、讚記以下多数)とし、掾
 目らの代行を禁じている。任務の重要性からして、当然の解釈と言えよう。

唐六典卷三十、京兆河南太原牧及都督刺史条、あるいは唐開元七年令当該条は、「諸州刺史、毎年一巡行屬県、觀
 風俗、問百姓、(略)勸農桑、敦諭五教、部内有学異能、聞於郷閭者、举而進之、有不孝悌、悖禮乱常、不率法令、糾
 而繩之」と、およそ日本令と同様の条文を掲げている。しかし、郡領の政績能不については、日本独自の慣行の加え
 られたことが比較の上から明らかとなる。⁽⁴⁾

選叙令郡司条にみえるように、郡司とは主帳以上をさすが、戸令当該条は、大領、少領をもって政績能不の対象と
 している。「讚云。問。文云。為郡領之能。為郡領之不者。未知。主政以下有依能不昇降哉。答。私案。主政以下不
 預此條能不也。」とする説は、ほぼ集解諸説を代表するものと言える。少領、主政の間に政績をめぐる立場の相違が認
 識されている。

これは、在地社会の二重支配を示すものである。⁽⁵⁾郡司はそれ自体律令的側面と非律令的側面とを併せもっている。
 法の建前と在地社会の実態との妥協の産物と言うこともできよう。また、大町健氏は、養老職員令大領条および同大
 国条とを比較して、大領の職掌規定が抽象的であるのに対し国守のそれが具体的であるのは特異であるとされた。⁽⁶⁾し
 かるに、これは律令がより郡司に多くの裁量を認めたためと解するべきであろう。大領の職掌は「掌撫養所部。檢察
 郡事。」と規定されているが、職掌が具体的に特定されないということは、裏をかえせば、それだけ広範な裁量が認め
 られているとみてよいであろう。「郡司是自勘自申之職也。国司則随申覆檢之吏也」とした弘仁十年五月の太政官符
 は、こうした地方支配の実態の推移を反映したものと考えられる。⁽⁷⁾

国守による部内巡行は、天平期の正税帳に具体的にみえるところである。天平九年の豊後国正税帳をはじめとして、

天平十年の薩摩国正税帳、さらには同年の但馬国正税帳とみてゆけば、正税を出挙、収納し、計帳の手実をせめ、風俗を觀察し、賑給する国司の様を知ることができる。こうした職務が、全国的に執行されたかどうかはわからないが、現存する奈良朝正税帳からは、多くの国で実際にこうした国守巡行がなされたことを想定することができる⁽⁸⁾。戸令当該条は、儒家を経とし法家を緯とする律令を表象すると同時に、いみじくも律令支配の日本の二重構造を示している⁽⁹⁾と言えよう。

こうした国守の巡行は、天子行幸を代行する意味を負わされていたものと考えられる。成年男子に賦課される労役たる雑徭（クサグサノムキ）は、その一端を示している⁽¹⁰⁾。雑徭は、唐制とは異なり、朝廷に対する課役であって、大化以前すでに大王または国宰が地方を巡行する際に課された奉仕役と考えられる。

ここでは、少なくとも初期の雑徭が朝廷の需要を充たすものであって、地方豪族が在地で徴発する労役とは異なる種類のものであることが重要であろう。雑徭をめぐるのは、周知の如く、賦役令雑徭条集解諸説の対立を中心に、様々な学説が提起されてきた⁽¹¹⁾。このうち、本稿で注目する行幸との関連においては、とりわけ異彩を放つ古記の注釈が注目される⁽¹²⁾ところである。この点に最初深く洞察を加えたのは吉田孝氏であり、氏により雑徭とはムキの系譜を引くものであること、国司の権限の消長とともに変化したことが明らかにされた⁽¹³⁾。しかし、この理解に異論を唱え、なかでも古記の解釈を労役の内容面から検討した長山泰孝氏の説は有力である⁽¹⁴⁾。長山氏が国司の裁量権との関係から雑徭を説明した吉田説を退けた点は肯首しうるし、結論として雑徭が中央政府の需要を充たす性格をもつ点がより鮮明となったと考えられる。両者の理解の間には、国司の位置づけをめぐる見解の相違が伏在しているように思われる。

とまれ、古記が何故如上のような特異な解釈を示したのが検討されねばならないであろう。古記は、田令田租条以下雑令取水溉田条におよぶ十四条をもって、「以上諸條皆此令條之内。不在雑徭之限」と除外した後、次のような解釈論を展開した。

但臨時將有事。假令。作新池堤及倉庫。他界路橋。御贄猶贄送。公使上下通送從馬等類。皆是充雜徭也。

この部分は、上記の令条に規定があるために雑徭外とされた諸条に対する例外規定である。すなわち、新規かつ広範な敷設事業、あるいは贄の貢献、公使の通送など中央政府や国政に関わる「臨時將有事」は、例外であり、雑徭に含まれるとの解釈が示されているのである。労役が朝廷の需要を充たす場合、たとえそれが地域社会の労役としての性格をもっていたとしても、雑徭に数え挙げられるということであろう。

また、古記はさらにそれ以下において、「又有令條内充雜徭役處也」として、田令役丁条以下八条と和銅五年五月十六日の格を挙げている。⁽¹⁶⁾これらは、比較的中央の需要に関わる事項と考えられ、従って令条に規定があっても雑徭に含まれると解釈されたのではなからうか。以上に雑徭と解された事項は、言うなれば令条内雑徭であり、このほかに規定のない雑徭があれば、「每人均使」、すなわち人により負担が均等になるよう配慮すべきことが謳われているのである。しかし、「但臨時將有事」にあたる事項については、岸俊男氏の見解の如く、これこそ令条外の雑徭であるとの理解が生まれてくる。⁽¹⁸⁾長山氏同様、この解釈は文脈の流れに沿うものではなく、上述の解釈が文理上妥当であると考え。とはいえ、こうした誤解を生じる原因は古記の文章構成にあるとしなければならぬ。⁽¹⁹⁾すなわち、古記は、「令條外。未知。外字之意。」なる問いに妥当な回答を与えたとはいえないであろう。

ここで筆者にとって重要なのは、「但臨時將有事」にあたる事項に雑徭を充てるということ、および令条内雑徭である。これら雑徭を充てて役する労役負担は、およそ朝廷の需要を充たす性質を帯びる傾向がみとれる。古記の成立する天平十年頃には、未だ雑徭をミユキとして特別視する考え方が存在した如くである。

雑徭を充てる役のうち、上記の和銅五年五月の格にみえるように、郡司であっても向京の際公事であれば、馬夫が給され、海路の場合も相応の水手が供与されたのである。律令政府の地方統治策への配慮の一端を示すものであろう。行幸は、雑徭制にみられるこうした中央—地方関係の下で挙行され、国郡制の定着に一定の影響を与えたものと

考えられる⁽²⁰⁾。雑徭は、天皇の権威をもって、国司が部内の人員を動員しうる環境を醸成する上に与って力あったと言
うことができよう。

(1) 岡田精司『古代王権の祭祀と神話』をはじめ、近時の仁藤前掲論文に至るまで、行幸の際行われる国見の儀礼については、
地域支配の正当化にその政治的意義を認める見解が有力である。大王による国見行事は、山や丘といった高台からその地域を
望む一種の巡視活動として発展したものである。

(2) 『古事記』、『日本書紀』、『万葉集』等に多く散見する国見は、早くも五世紀ころには支配下の国情視察と
いった政治目的を帯びるに至っていた。とりわけ『風土記』にみえる国見伝承は、首長層の支配を大王の事績に仮託すること
によって、その権威化が企図されている。

(3) 律令施行後も国見の政治的意義を伝える記事が多く散見し、統紀には「観望」の語を多数教えることができる。同時代の
行幸の実態については、次節以下において詳述する。なお、上述の仁藤氏は国守の巡行のほかに、国見の伝統が天皇自身によ
る地図をみる行為として継承されたことを、『延喜式』図書寮・行幸従駕規定や、『西宮記』巻八をもとに論じている。

(4) 『唐令拾遺』、『大唐六典』当該条。郡領の政績能不は、郡司の地域支配の根強さと律令政府の地方統治策の一面を示すも
のである。考課令国郡司条および職員令大郡条は、大領と少領に「檢察郡事」を委任するとともに、政績能不の責任を負わし
めている。

(5) 在地社会の権力構造を認め、地方官に一定の裁量を委ねる律令国家の統治体制と説明できよう。郡司の性格については、
米田雄介『郡司の研究』(昭和五十三年、法政大学出版社) 参照。

(6) 大町健『日本古代の国家と在地首長制』(昭和六十一年、校倉書房)、一五三頁以下参照。

(7) 律令政府は、郡司の独自性を容認し、一定の裁量権行使を許し、国司はこれを覆検したのである。従って、郡司の行政権
を国司に集中された行政的機能と結びつける見方には立てない。

(8) 林陸朗・鈴木靖民『復元天平諸国正税帳』、井上辰雄『正税帳の研究』あるいは藺田香融『日本古代財政史の研究』等の研
究から、天平二年大倭国正税帳を最初に同十一年までの二十三帳が知られている。以上の詳細な検討から、各国の正税帳にみ
える国司の部内巡行が広く行われたと考えてよいであろう。

(9) 国司による部内巡行は、「巡行部内教導百姓」、「為観風俗竝問百姓消息」を目的とするもので、いわば儒教的徳治主義の側
面と、前述のような郡領の政績にみえる法家的側面を併せもっていると考える。このことは、郡領に政績能不の責任を限定し

た律令政府の地方統治策と考えあわせることにより、より律令支配の日本的二重構造が明らかとならう。

(10) 藪田前掲書、岸俊男『日本古代籍帳の研究』、直木孝次郎『飛鳥奈良時代の研究』等から、雑徭は、一方で中国律令の継受に伴い飛鳥浄御原令に規定されたが、他方、それ以前のミユキの伝統をも継承する労役であったと考えられる。近年までに吉田孝氏らによって蓄積された研究から、雑徭は、本来朝廷への奉仕役であって、地方豪族が独自に徴発する労役とは系統を異にするとの理解が示されてきた。すなわち、唐の雑徭が中央財源に直結する課役でなく、唐律令も雑徭については必ずしも明確な規定を設けていなかったことは、雑徭をミユキとする日本にとっては好都合であった。後述のように、天平期の現状を踏まえた古記の解釈は、こうした背景と深く関連しているように思われる。

(11) 義解、令釈、跡記は、「令条外」を賦役令歳役条以外と考える。一方、古記は、田令田租条、賦役令調庸物条、軍防令軍団置鼓条、城徭条、蕃使出入条、東辺条、宮繕令貯庫器仗条、須女功条、京内大橋条、津橋道路条、近大水条、捕亡令囚及征人条、有盜賊条、雜令取水漑田条、計十四条を雑徭の限りでないとした。それは、これらが令条内だからであると言ふ。

(12) 岸俊男説では、古記のひとり特異な解釈は、労役負担者が令の条文に明確な規定があるかないかによって区別したものであると理解する。しかし、古記は負担者に注目して分類したのではなく、後述の如く、労役の内容によって分類したと考える方がわかりやすいように思う。

(13) 吉田氏の説は、古記の解釈をもとに雑徭を三つに分類し、令内十四条は雑徭の限りでないもの(A類)、A類同様令内でも雑徭をあてるもの(B類)、令条外のもの(C類)として展開される。こうした分類に立ち、氏説の特徴は、雑徭制を国司の裁量権の消長にもつぎ説明する点にある(『律令国家と古代の社会』)。

(14) 長山泰孝『律令負担体系の研究』(平成三年、塙書房)。

(15) 令条十四条のうち、古記の分類に独自性が認められる軍防令城徭条、東辺条、宮繕令津橋道路条、近大水条、捕亡令囚及征人条、有盜賊条、雜令取水漑田条の諸条は、国事に属し、中央政府との関連は希薄と言える。

(16) 「但臨時将有事」は、前段の例外規定として読むべきものであり、また「又有令条内充雑徭役処」以下は、先の令条内雑徭と解することができる。

(17) 長山氏の古記理解を整理すると、結局雑徭とは、「まず第一に中央政府の必要とする物資や労役の調達に応じる労働力供給源として設けられたもの」ということになる。

(18) (19) 長山前掲書参照。

(20) 国司が雑徭を有力な税目としたのは、それが本来朝廷奉仕役であったためであろう。

三、奈良朝の行幸

行幸を畿内政権の地方統治策の一環とみる視点から、次に奈良朝を中心とする行幸について体系的分析を加えることとする。持統朝から桓武朝まで、およそ一二〇年間に二九二回の行幸が挙行されている。このうち、いわゆる京外への行幸は、一〇八回で、全体の三六・九九パーセントを占めている。

この間、十代八人の天皇が在位したが、京外行幸については、持統朝に四三回、文武朝に十二回、元明朝に九回、元正朝に八回、聖武朝に十七回、孝謙朝に二回、淳仁朝に二回、称徳朝に四回、光仁朝に四回、桓武朝に七回を数えることができる。⁽¹⁾この他、この時代の行幸には、寺社、臣下第、あるいは狩猟を目的とした行幸がみられる。⁽²⁾これらの推移をまず概観しておこう。

まず、京外行幸の推移をみると、持統朝および聖武朝がきわだって多いが、全体としては、時代を下るにつれ減少の傾向にある。おおよそ聖武朝を転機に減少に転じたといつてよいであろう。逆に、聖武朝には、寺社、臣下第への行幸といった新しいタイプの行幸が発生する。当代の行幸にとって、様々な意味で聖武朝は一大転換期と言うことができる。⁽³⁾

かつて、坂本太郎氏は『上代駅制の研究』⁽⁴⁾において、古代行幸の時期区分を示された。第一期は、天武朝から称徳朝までで、京外行幸を主とし、全般に遊覧を目的とする。第二期は、光仁朝から仁明朝までで、京外行幸は減少し、かつて狩猟等を目的とする行幸がみられる。第三期は、文徳朝以降で、寺社への巡礼を目的とするようになる。というものであった。この分類は、確かに対象とする期間が長く、その点広範な視点が加えられるものの、基本的には行幸の意義を遊興的側面に限定して考えているため、不十分であろう。

坂本氏以降の研究でも、奈良時代の天皇は盛んに京外へ行幸するが、平安時代に入ると天皇は都の外に出かけなく

なる傾向が指摘されてきた。そして、その理由としては、君主としての天皇の権威が確立した結果であるとの説明がなされている。⁽⁵⁾しかし、こうした分析の根拠を再検討してゆくと、意外にその論拠は希薄であるように思われる。

この点と関連して、近時の研究において注目されるのは、行幸そのものが実は律令制の導入とともに形成されたのではなく、むしろそれ以前の大王時代の伝統を踏襲しつつ形成された点が指摘されたことである。⁽⁶⁾

そもそも、律令本条をみる限り、唐の天子巡幸が範とされていることは確かであろう。例えば、儀制令車駕巡幸条は、「凡車駕巡幸及還。百官五位以上辞迎。留守者。不在辞迎之限。若不経宿者。不用此令。」と規定し、行幸の出発時の奉見および帰還時の奉見たる辞迎、そして留守官についてふれている。留守官について、古記は「留守。謂皇太子監国是。不然者。執契宰相是。」とし、皇太子監国の徹底しないわが国の実情を踏えた解釈を加えている。⁽⁷⁾いずれにせよ、「若不経宿者。不用此令。」とは、「駕行一日之内往還也。」⁽⁸⁾（釈説）の場合以外を想定したものであり、京外行幸への備えは唐制に従ったと行うことができる。唐令当該条を案ずるに、唐六典卷四禮部郎中員外郎条、冊府元龜卷六十一、開元禮卷三序例下雜制の間には多少字句の相違がみられるが、日本令はほぼその大意を継受したとみて大過ないであろう。⁽⁸⁾

しかし、こうした留守関連の規定のほかに、律令には多数の行幸にかかわる条文が設けられている。そこでは、とりわけ警備上処罰を必要とする条文が注意をひくが、⁽⁹⁾実際の行幸をめぐる具体的次第が「鹵簿令」として規定されることはなかった。⁽¹⁰⁾このことは、すでに大王時代の行幸形態が定着していたこと、さらには唐の場合とは明らかに異なる日本独自の行幸に対する政治的要請があったことを示唆するものであろう。

七世紀後半から八世紀を通じて、国郡関係は著しい変貌を遂げた。それが、律令政府の地方統治策と密接に関連することは言うまでもない。国郡関係の変化は、とりわけ郡司の人事政策と財物貢献の面に端的に現れているように思われる。

人事政策については、郡領の試練が重要であろう。郡司の試練と叙任をめぐっては、天平期に一つの転換点を認めることができる。統紀天平七年五月丙子条の制をみてみたい。

畿内七道諸国。宜除国擬外。別簡難波朝廷以還。譜第重大四五任副之。如有雖无譜第。而身才絶倫。竝勞動聞衆者。別状亦副。並附朝集使申送。其身限十二月一日。集式部省。

この制については、これまでも式部省による実質的な銓擬権の掌握と評価されてきたが、ここでは、その結果同時に郡領の人選における国擬、すなわち国司の銓擬権が制約された点が重要である。また、「郡司主政主帳者。国司使任」⁽¹³⁾との原則も、和銅五年四月の詔により崩されている。人事政策の面において、八世紀を通じ、郡司に対する国司の権限は縮小したと言ってしまう⁽¹⁴⁾。

一方、郡領による財物貢献については、八世紀を通じ統紀の上に多数確認される⁽¹⁵⁾ところである。貢献物の多くは、穀稻、布、銭貨の類であり、その建前上の目的も、寺に対するもの、社会資本にかかわるもの、救貧など多岐にわたっている。

郡領による財物貢献は、獮官運動の一環としてなされた可能性が高い⁽¹⁶⁾。郡領が財物貢献を行った事例は、主として聖武朝以降に確認される。称徳、光仁、桓武と時代を下るに従い、その傾向はより顕著となる。称徳朝以降は、郡領にとどまらず、財物貢献は主政、主帳にまで拡大する。光仁朝には、遠江国の三主帳らが相次いで救民のため私財を投じている⁽¹⁷⁾。

辛酉。遠江國磐田郡主帳无位若湯坐郡龍麻呂。萩原郡主帳无位赤染造長濱。城飼郡主帳无位玉作部廣公。檜前舍人部諸國。讚岐国三野郡人丸部臣豊球。各以私物養窮民廿人已上。賜爵人二級。

統紀宝龜二年三月四日条には、右の如く、遠江三郡の主帳らが窮民救済のため財物貢献を行い、叙爵を受けている。彼らの目的とするところは奈辺にあるのであろうか。

八世紀後半、在地豪族は郡司補任をもくろむと同時に、在地における自己の支配権強化を望んでいたと思われる。八世紀を通じ、中央政府は地方行政への介入を強めていった。律令政府は、国司の権限を抑え、直接在地首長たる郡司への統制を強化した。こうしたことは、以上にみた郡領の試練および財物貢献の点から確認されるところである。そして、中央政府による地方行政への介入は、結果として、天皇行幸への政治的需要を低下せしめたであろう。すなわち、裏を返せば、未だ中央統制を欠いた八世紀前半にあっては、少なからず行幸への政治的需要が存在したものと考えられる。

延喜太政官式行幸条は、車駕、鹵簿の形態やその行程にふれた後、次のように救恤および功労者への恩恵に言及する⁽¹⁸⁾。
 其行幸路傍、百姓窮困者賑恤、長老者賜物、側近社寺奉幣誦經、臨駕將廻即有宣命、賜當國郡司等祿有差、行宮側近高年八十以上、及陪從人等賜物有數

こうした奉仕に対する賜物、あるいは叙位は、内匠寮や式部省に委任され、奈良朝を通じ行幸の度ごとに整備されたものと考えられる。例えば、統紀和銅元年九月庚辰条、同乙酉条には、元明天皇の山背国相楽郡岡田離宮および春日離宮への行幸に際し、国郡司への賜祿、あるいは当該郡に当年の調を免除する旨の措置が施されている⁽¹⁹⁾。また、聖武天皇は、天平十二年十月の不破郡不破頓宮行幸に際しても、美濃国の国郡司に位一級を進ましめ、志賀山寺への行幸でも近江国の国郡司に同様の恩恵を賜与したのであった⁽²⁰⁾。

ここで注目したいのは、行幸にあたり、当該国の国司と郡司が同時に恩恵の対象とされている点である。すなわち、国司と郡司はほぼ一体化して行幸に奉仕し、これに対し叙位や賜祿がなされているのである。かかる形態は、吉田、鈴木両氏の指摘にかかる如く、平安朝初期までには定式化したものと考えられる⁽²¹⁾。『日本紀略』延暦二十二年閏十月条をみると、近江国蒲生野行幸に際して、蒲生三郡の当年の田租が免除され、「勤仕國郡司」に「官冠上賜」旨の宣命が発せられている⁽²²⁾。『類聚国史』弘仁五年二月甲午条以下にみえる交野行幸においても、国司のみならず、等級に応

じ郡司に賜綿がなされている。⁽²³⁾

行幸をめぐるこころした慣行は、大上行幸の伝統を継承しつつ、平安初期には定着したものと考える。しかし、以上にみたように、京外行幸が本来負っていた国郡制定着という政治的機能は、早くも元正朝ないしは聖武朝ころには所期の目的を達成したように思われるのである。

(1) 『続日本紀』によれば、元正朝までは、行幸の内訳は京外行幸に限定され、聖武朝以降、寺社行幸や臣下第行幸等が行われるに至った。聖武朝以降も、京外行幸は若干の微増傾向を示すが、遊獵目的の行幸が圧倒的に増加し、全般的傾向として減少に転じていると言って大過ないであろう。

(2) 寺社行幸や臣下第行幸は、各天皇の代ごとに増減があり、遊獵目的の行幸は、桓武朝を境に急速に増加傾向を示すことになる。遊獵行幸は、むしろ奈良朝以前にその事例が多く確認される（『日本書紀』、『播磨風土記』等参照）。

(3) 仁藤前掲論文によれば、天皇行幸は天平十二年の聖武帝関東行幸以降完成段階に入ると言われている。同氏は、かかる点について、行幸臨時官司の設置、内匠寮の成立、従駕兵力の整備、離宮の完成等にその根拠を求められている。

(4) 坂本太郎『上代駅制の研究』（昭和三年、至文堂）は、行幸を遊興目的とする通説を形成する上で大きな影響をもった研究と言える。

(5) 早川庄八『律令国家・王朝国家における天皇』（『日本の社会史』第三巻）。

(6) 鈴木前掲論文、仁藤前掲論文等参照。

(7) 皇太子監国制については、荒木敏夫『日本古代の皇太子』（昭和六十二年、吉川弘文館）に詳しい。隋唐の皇太子監国制については、すでに瀧川政次郎博士の『京制並に都城制の研究』（昭和四十二年、角川書店）があり、『隋書』、『旧唐書』並びに『新唐書』から、皇太子監国が実施された様子が確認される。これに比べ、日本では、公式令勅旨条および同令便奏式条が、皇太子監国を謳っているにもかかわらず、行幸関係条文をめぐる集解諸説の解釈は、「留守者」を必ずしも皇太子に限定しておらず、実際、『続日本紀』の実例からも皇太子監国の実態を確認することは困難である。

(8) 『大唐六典』巻四、参照。

(9) 衛禁律車行衝隊条にみえる侵入への処罰規定や、行幸時の越訴を罰する鬪訟律越訴条など多数を数える。

(10) 大上行幸の伝統を継承したために、同令が規定されなかったとする鈴木、仁藤両氏の説に従いたい。

- (11) 早川庄八『日本古代官僚制の研究』(昭和六十一年、吉川弘文館)。
- (12) 今泉隆雄『八世紀郡領の任用と出自』、『史学雑誌』八一巻一二号、米田雄介『郡司の研究』(昭和五十八年、法政大学出版局)参照。
- (13) 『続日本紀』和銅五年四月丁巳条。
- (14) 国郡関係の推移については、人事政策だけではなく、他の諸側面に踏み込んで今後検討してみたいと考える。大町氏や米田氏の見解に示唆を得つつ、中央政府、国司、郡司の三者関係を多角的に分析する必要がある。
- (15) (16) 米田前掲書、二二六頁以下参照。
- (17) 『続日本紀』宝龜二年三月四日条。
- (18) 『校訂・延喜式』上巻、行幸条。
- (19) 『続日本紀』和銅元年九月庚辰条。
- (20) 『続日本紀』天平十二年十二月丁巳条。
- (21) 吉田孝『律令国家と古代の社会』、鈴木前掲論文参照。
- (22) 『日本紀略』延暦二十二年閏十月条。
- (23) 『類聚国史』弘仁五年二月甲午条。

四、元正朝の東国行幸

在地の実情に配慮しつつ国郡制の定着をめざした律令政府は、かかる地方統治策の一環として、行幸を積極的に活用した。なかでも、聖武朝までの行幸は、専ら京外行幸に限定され、その傾向はきわめて顕著である。加えて、石川氏の指摘の如く、個々の行幸にはまたその時々⁽¹⁾の政治的要請が強く作用していた可能性が高い。

以上の視点から、とりわけ象徴的なのは、元正朝の東国行幸であろう。統紀養老元年九月丁未条には、天皇の美濃国行幸が記され、同月戊申条には、「行至近江国。觀望淡海。山陰道伯耆以来。山陽道備後以来。南海道讚岐以来。

諸国司等詣行在所。奏土風歌舞。」⁽²⁾とみえている。また、同月甲寅条には、「至美濃国。東海道相模以来。東山道信濃以来。北陸道越中以来。諸国司等詣行在所。奏風俗之雜伎。」⁽³⁾とある。元正帝は、この行幸に際し、まず近江国に西国国司を招集し、六日後美濃国に東国国司を参集せしめたのである。

この行幸は、養老改元の契機となったことでつとに知られるとともに、朝廷の政治的意図が注目される所である。前掲の記事を整理すると、近江国には、山陰道から近国の丹波、丹後、但馬、因幡、中国の伯耆の各国司、山陽道から近国の播磨、美作、備前、中国の備中、備後の各国司、そして南海道から近国の紀伊、淡路、中国の阿波、讃岐の各国司が集められた。西国二十二国中十四国が参集したことになる。一方、美濃国には、東海道から近国の伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、中国の遠江、駿河、甲斐、伊豆、遠国の相模の各国司、東山道から中国の飛騨、信濃の各国司、北陸道から近国の若狭、中国の越前、加賀、越中の各国司が招集されている。東国からは二十九国中十六国が参集したことになる。⁽⁴⁾当事国の近江、美濃をそれぞれ加えると、各々十五国、十七国、計全国から三十二国が集められたことになる。

東西国司の招集、招集地である近江、美濃両国といった諸点を重ねあわせるとき、壬申の乱をめぐる近江、吉野の対立が自ずと想起されるであろう。それに加え、奈良朝の特異な皇位継承のあり方を考慮すると、元正帝による首皇子即位のための環境整備の意味合いを読みとることができよう。社会各層にわたる天武系、天智系の潜在的拮抗関係の改善が念頭に置かれているように思われる。

ここに行幸のもつ政治的機能がみてとれるが、その舞台回しは不比等政権によって担われたとみるべきであろう。

同年十一月、「授美濃守從四位下筭朝臣麻呂從四位上。介正六位下藤原朝臣麻呂從五位下。」⁽⁵⁾とされたことは、野村忠夫氏の指摘にかかる如く、藤氏父子と能吏筭朝臣麻呂らによる行幸計画を想定させるに十分である。⁽⁶⁾

不比等政権は、地方行政整備の一環として、不破関を擁する関国美濃の経営を筭麻呂に託した。麻呂は、その期待

に応え、「開田富民之類」として褒章の対象となる「殊功」に擬せられたのである。考課令殊功異行条集解古記が、「笠大夫作伎蘇道増封戸」をもって「殊功」と特筆した如くである。⁽⁷⁾

この行幸には、このほか多くの問題点があるが、招集された国司の中に畿内の国司が含まれていないことも注目に値しよう。かかる点については、慎重な検討が必要であるが、当面、在地首長の自立性を認めた畿外との服属関係強化の視点を提供する大津透氏の見解や、行幸を在地首長の支配領域巡視の拡大とみる早川庄八氏の見解に示唆を得て、考察を進めたい。

京外行幸を、いわゆる「畿内政権」による地方統治策の一環とみる視点は有力である。元正帝の美濃行幸の際にも、美濃、近江両国司のみならず、傘下の諸郡に田租の免除、あるいは叙位がなされており、ここでも国郡制定着への配慮を確認することができよう。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

(1) 石川氏は、前掲論文において、該行幸について、皇位継承問題、律令制の動揺、朝鮮半島情勢の各視点からその意義づけを試みられている。

(2) 『統日本紀』養老元年九月丁未条。

(3) 『統日本紀』養老元年九月甲寅条。

(4) 行幸に伴うこうした一連の儀礼は、壬申の乱以来の秩序回復と朝廷の代行者としての国司の意思統一を目的とした、一種の服属儀礼、すなわち在地支配権の確認にその意義を求めようと思う。

(5) 『統日本紀』養老元年十一月十七日条。

(6) 野村忠夫『古代貴族と地方豪族』、平成元年、吉川弘文館。

(7) 考課令殊功異行条集解。

(8) 大津透「律令国家と畿内」(昭和六十年、『日本書紀研究』第十三冊)、同「律令国家支配構造の研究」(平成四年、岩波書店)。

(9) 早川前掲論文参照。

(10) 行幸を通じて、政府は国司による郡司動員を促し、その見返りとして免税、叙位等の措置を講じ、国郡制定着を企図した

ものと考えられる。なお、八世紀の国郡関係については、後考を俟つこととしたい。

五、結 び

本稿では、これまでその象徴的、遊興的側面のみ強調されてきた古代の天皇行幸を再検討することにより、その政治的機能に着目してきた。すなわち、奈良朝の行幸を畿内政権の地方統治策の一環とみる立場から、行幸を畿内勢力と在地勢力双方の政治的需要の産物であるとの視点を提起したものである。行幸は、各種の服属儀礼を通じて地域支配を確認するという重要な政治的機能を果していた。奈良朝を中心とする行幸の体系的分析からは、京外行幸が聖武朝を頂点に減少に転ずるのは対照的に、寺社行幸、臣下第行幸等京内行幸は聖武朝を境に発生をみる。京外行幸の中でも、元正天皇の美濃国行幸は明らかに政治目的の行幸であって、その行程、儀礼の分析からは、在地の二重支配に配慮した畿内政権の地方統治策を読みとることができる。

以上、古代行幸の政治的機能を検討してきたが、今後さらに国郡関係の推移を検討しつつ、律令国家の地方統治策の実態に迫りたいと考えている。